

(別添)

公立学校情報機器整備費補助金について

1 概要

ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を実現するため、児童生徒1人1台端末を新規に整備又は更新するために要する経費を補助する事業である。

2 交付申請等の手続きについて

2-1. 交付申請

受注者は発注者と共同で交付申請書を作成し、既に交付内定を受けている補助金について、文部科学省へ交付申請を行う。

なお、交付申請書に記載する金額については、落札金額にかかわらず、交付内定額とする。

2-2. 実績報告

受注者は、機器の搬入、設置及び設定作業の完了後、発注者と共同で、事業完了実績報告書、実績報告書内訳書及び消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額確定報告書を作成し、文部科学省へ実績報告を行う。

2-3. 請求

受注者は、実績報告により確定した補助金について請求書を作成し、発注者へ提出する。発注者は受注者が提出した請求書により、文部科学省へ補助金の請求手続きを行う。
請求手続き完了後、文部科学省から受注者へ補助金が支払われる。

全体の流れ

